令和６年度第１回野田市自立支援・
障がい者差別解消支援地域協議会次第

日時　令和６年７月１日（月）
　　午前１０時から
場所　野田市中央公民館　講堂

１　開会

２　議題
（１）会長及び副会長の選任について
（２）専門部会の委員の指名等について

３　報告
（１）各専門部会からの報告について
　　（虐待・差別報告、ライフサポートファイル、優先調達等）
（２）第４次野田市障がい者基本計画及び第７期野田市障がい福祉
　　計画・第３期野田市障がい児福祉計画の報告について

４　閉会

○野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

平成１９年３月３０日

野田市告示第６０号

（設置）

第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３の規定に基づき障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）への支援の体制の整備を図り、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号）第１７条第１項の規定に基づき障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うとともに、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第５６条の６第２項の規定に基づき日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が、その心身の状況に応じた支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行う体制を整備するため、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平２４告示６１・全改、平２５告示５０・平２８告示２３８・令２告示１８６・一部改正）

（所掌事務）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

（１）　障がい者等の支援の困難事例の対応に関すること。

（２）　障がい福祉に関する関係者の連携及び支援の体制に関すること。

（３）　障がいを理由とする差別を解消するための取組に関すること。

（４）　日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい者等の支援並びに関係者の連携及び支援の体制に関すること。

（５）　その他障がい者等の支援について協議会が必要と認める事項に関すること。

（平２２告示１５９・平２８告示２３８・令２告示１８６・一部改正）

（組織）

第３条　協議会は、委員３０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

（１）　障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者

（２）　障がい者団体を代表する者

（３）　関係行政機関の職員

（４）　その他市長が必要と認める者

（平２４告示６１・平２８告示２３８・令２告示１６９・一部改正）

（任期等）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

３　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（平２４告示６１・追加）

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（平２４告示６１・旧第４条繰下）

（会議）

第６条　協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

（平２４告示６１・追加）

（専門部会）

第７条　協議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

２　専門部会は、委員のうちから会長が指名した者及び委員の推薦に基づき市

長が委嘱した者並びに職員のうちから市長が任命した者をもって構成する。

（平２４告示６１・追加、平２８告示２３８・令２告示１８６・一部改正）

（意見の聴取等）

第８条　協議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（平２４告示６１・旧第５条繰下）

（庶務）

第９条　協議会の庶務は、福祉部障がい者支援課において行う。

（平２２告示１５９・一部改正、平２４告示６１・旧第６条繰下、平２４告示１６９・平２７告示５２・令４告示７６・一部改正）

（雑則）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（平２４告示６１・旧第７条繰下・一部改正）

附　則

この告示は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年１０月２８日野田市告示第１５９号）

この告示は、平成２２年１１月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月３０日野田市告示第６１号）

この告示は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年８月２９日野田市告示第１６９号）

この告示は、平成２４年１０月１日から施行する。

附　則（平成２５年３月２９日野田市告示第５０号）

この告示は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月３１日野田市告示第５２号）

この告示は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年１１月２２日野田市告示第２３８号）

（施行期日）

１　この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現にこの告示による改正前の野田市地域自立支援協議会要綱第１条の規定により設置された野田市地域自立支援協議会（以下「旧協議会」という。）の委員である者は、この告示の施行の日に、この告示による改正後の野田市自立支援･障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱（以下「新要綱」という。）第３条第２項本文の規定により野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（以下「新協議会」という。）の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、新要綱第４条第１項本文の規定にかかわらず、同日における旧協議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

３　この告示の施行の際現に旧協議会の会長である者又は副会長である者は、それぞれこの告示の施行の日に、新要綱第５条第２項の規定により新協議会の会長又は副会長に選任されたものとみなす。

（任期の特例）

４　この告示の施行に伴い新たに委嘱される新協議会の委員の任期は、新要綱第４条第１項本文の規定にかかわらず、附則第２項の規定により新協議会の委員として委嘱されたものとみなされる者の任期満了の日までとする。

附　則（令和２年６月３０日野田市告示第１６９号）

（施行期日）

１　この告示は、令和２年７月１日から施行する。

（任期の特例）

２　この告示による改正後の野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱（以下「新要綱」という。）第３条第１項に規定する野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数のうちこの告示の施行に伴い増加した数を充当するため新たに委嘱される委員の任期は、新要綱第４条第１項本文の規定にかかわらず、同条第２

項の規定により委嘱された日から、その委嘱の際現に協議会の委員として委嘱されている者の任期の満了の日までとする。

附　則（令和２年７月２９日野田市告示第１８６号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（令和４年３月３１日野田市告示第７６号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会　本会

任期　令和６年４月１日から令和８年３月３１日まで

No.	選出区分	関　係　機　関	氏　　名	備　考
1	障がい者の福祉、医療、教育、雇用又は権利の擁護に関連する職務に従事する者	一般社団法人野田市医師会	岡田　吉郎	
2		千葉司法書士会柏支部	雨笠　均	
3		中核地域生活支援センターのだネット	清本　健二郎	
4		野田市立こだま学園	小林　公平	
5		柏人権擁護委員協議会野田部会	金剛寺　守	
6		野田市民生委員児童委員協議会	新家　とし子	
7		社会福祉法人円融会	則政　公造	
8		障害者就業･生活支援センターはーとふる	田中　愛	
9		社会福祉法人野田市社会福祉協議会	田中　洋介	
10		社会福祉法人野田市社会福祉協議会 （野田市成年後見支援センター）	中野　徹也	
11		野田市障がい者基幹相談支援センター	並木　　徹	
12		社会福祉法人野田みどり会	萩野　史啓	
13		社会福祉法人野田芽吹会 野田芽吹学園	増田　雅樹	
14	障がい者団体を代表する者	野田市障がい者団体連絡会	大野　祐子	
15		野田市障がい者団体連絡会	加藤　満子	
16		野田市障がい者団体連絡会	小俣　文宣	
17		野田市障がい者団体連絡会	吉岡　靖二	
18	関係行政機関の職員	千葉県柏児童相談所	石井　周平	
19		野田市消防署	石山　哲士	
20		千葉県野田警察署生活安全課	米　二貴	
21		千葉県立野田特別支援学校	加藤　憲三	
22		千葉県野田健康福祉センター 地域保健福祉課	古賀　晴美	
23		野田市人事課	小嶋　亮	
24		野田市商工労政課	川嶋　文和	
25		松戸公共職業安定所野田出張所	本山　友行	
26		野田市教育委員会指導課	間々田　英示	
27		野田市保健センター	峯崎　光春	
28		野田市人権・男女共同参画推進課	武田　真弓	
29		野田市高齢者支援課	山口　忠司	
30		野田市子ども家庭総合支援課	池田　亜由美	

報告１

令和５年度　各専門部会からの報告について

	議題及び報告	
	第１回	第２回
権利擁護部会	（１）障がいのある方への虐待通報件数･成年後見市長申立件数について （２）障がい者虐待防止に係る資料を活用した虐待事案への対応の検討	（１）障がいのある方への虐待通報件数･成年後見市長申立件数について （２）令和６年１月１日に施行予定である野田市虐待防止条例（案）について
子ども部会	（１）ライフサポートファイルについて	（１）ライフサポートファイルについて ※令和５年 11 月に公表
就労支援部会	（１）就労施設等事業・販売物品パンフレットについて （２）優先調達について	（１）農福連携の取組について （２）就労施設等事業・販売物品パンフレットについて ※令和５年 10 月に公表 （３）優先調達について
相談支援部会	（１）委員の委嘱について （２）事例検討	（１）事例検討
医療的ケア児者支援部会	（１）委員の委嘱・任命について （２）医療的ケア児者に係るアンケートの集計結果について	（１）市外医療的ケア対応施設との連携について
地域生活支援拠点運営会議	（１）地域生活支援拠点等機能の運用状況について （２）地域生活支援拠点等運営状況評価について	

報告２

第４次野田市障がい者基本計画及び
第７期野田市障がい福祉計画・第３期野田市障がい児福祉計画の報告について

当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画として策定している野田市障がい者基本計画について、第３次野田市障がい者基本計画が令和５年度で計画期間が終了したことから、障がい者基本計画推進協議会委員への諮問、当事者からの意見、関係団体へのヒアリングなどを行い、令和６年度から令和１０年度までを計画期間とする第４次野田市障がい者基本計画を策定しました。

また、市町村における障害福祉サービス、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等を目的として策定している第６期野田市障がい福祉計画及び第２期野田市障がい児福祉計画についても、令和５年度で計画期間が終了したことから、令和６年度から令和８年度までを計画期間とする第７期野田市障がい福祉計画及び第３期野田市障がい児福祉計画を策定しました。

各計画の概要は次のとおりです。なお、全文は野田市ホームページでご覧いただけます。

第４次野田市障がい者基本計画【ページ番号　1022391】
https://www.city.noda.chiba.jp/shisei/keikaku/keikakusho/1022391.html
第７期野田市障がい福祉計画・第３期野田市障がい児福祉計画【ページ番号　1031492】
https://www.city.noda.chiba.jp/shisei/keikaku/keikakusho/1031492.html

１　第４次野田市障がい者基本計画について

(1) 基本的な考え方

第４次野田市障がい者基本計画は、令和５年３月に策定された国の第５次障害者基本計画を基に策定しているため、国の第５次障害者基本計画の内容を反映させています。

また、第３次野田市障がい者基本計画を策定した平成 31 年３月以降、市の計画に記載することとなった持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）や、本年４月１日に野田市健康スポーツ文化都市宣言をしたこと等を踏まえ、第４次野田市障がい者基本計画に反映させています。

(2) 基本理念及び基本原則について

第４次野田市障がい者基本計画の基本理念及び基本原則については、第３次計画を踏襲しつつ、国の第５次障害者基本計画や野田市の現状に合わせ表記の追加・修正を行いました。（下線部が追加・修正箇所）

① 基本理念

<u>野田市健康スポーツ文化都市宣言に基づき、</u>障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会の構築し、元気で明るい家庭を築ける野田市を目指します

② 基本原則

「地域社会における共生等」、「差別・虐待の禁止」、「「心のバリアフリー」の理解促進の取組」の３つの柱を基本原則とします。

基本原則１　地域社会における共生等

全ての障がいのある人が、障がいのない人と平等に、基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提に、次に掲げる機会の適切な確保・拡大を図ることを旨として障がい施策を実施します。

●社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保
●障がい者の地域生活への移行を促進するための基盤整備を進め、地域社会において他の人々と共生することを妨げられず、どこで誰と生活するかについて選択する機会の確保
●言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段について選択する機会の確保
●情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大

基本原則２　差別・虐待の禁止

障がいに基づくあらゆる差別行為の禁止や合理的配慮の提供が確保されるための適当な措置を採ることが求められていることについて、障害者差別解消法においてこうした趣旨が具体化されていることに鑑み、実効性の確保に努めます。

令和６年４月１日に施行される障害者差別解消法改正法では、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置が強化されるため、相談体制の整備を始めとした様々な対応に努めます。

虐待防止条例に基づき、社会全体で児童、高齢者、障がいのある人に対する虐待の防止に取り組みます。

基本原則３　「心のバリアフリー」の理解促進の取組

ユニバーサルデザイン２０２０行動計画に基づき、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支えあう「心のバリアフリー」の理解促進に継続して取り組みます。

（3）第４次野田市障がい者基本計画で新たに追加した取組

差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（権利擁護部会）との連携

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（権利擁護部会）において、虐待・差別の事例検討、より良い支援の在り方、虐待防止研修の実施について、より踏み込んだ議論を重ねており、権利擁護・虐待防止の観点から重要な取組となっているため、取組内容として追加しました。

・虐待防止条例に基づく取組

社会全体で児童、高齢者、障がいのある人に対する虐待を防止するため、令和５年度に制定した虐待防止条例に基づく取組を追加しました。

意思疎通支援の充実

・野田市手話言語条例に基づく取組

・野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例に基づく取組

令和２年度に野田市手話言語条例、令和３年度に野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例を制定し、手話啓発パンフレット・動画の作成、意思疎通支援者養成に係る講座の受講費用の助成、遠隔手話サービスの導入など、条例に基づき具体的な支援方法等の環境整備を進めていることから、取組内容として追加しました。

行政情報のアクセシビリティの向上

・障がい特性に配慮した行政情報の発信

音声コード（Uni-Voice）の使用を促進し、障がいのある人に対して分かりやすい行政情報の提供の取組として、封筒への音声コード（Uni-Voice）の導入を記載しました。

精神保健・医療の適切な提供など

・精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議

市、保健所、医療機関などが協働して、精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を実施しています。第３次計画策定時は、千葉県から事業を受託している江戸川病院が主に取り組んでいましたが、令和３年度からは市も主体的に関わり構築に向けた協議を行っているため、取組内容として追加しました。

保健・医療の充実など

・野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（医療的ケア児者支援部会）

令和２年度から、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（医療的ケア児者支援部会）を設置し、市内の医療的ケア児者の実態把握や、地域の課題の解決に向けて議論を行っています。医療的ケア児者支援部会を中心とした地域の支援体制強化の取組を追加しました。

・野田市医療的ケアを必要とする在宅重度身体障がい者一時入院支援事業
在宅で生活する医療的ケアを必要とする重度の身体障がいのある人が保護者の入院等の緊急・一時的に入所できる障害福祉サービス事業所（短期入所施設）が市内になく、万一の事態が生じた場合の対応が課題となっていることから、市内の医療機関の地域包括ケア病棟でのレスパイト目的の入院制度を活用した事業を追加しました。

・医療と介護の連携強化
野田市では医療と介護の連携の取組が行われていますが、現在、医師会が運用している医療介護連携システムを、市が主体となって運用することにより、医療・介護関係者間の速やかな情報共有を実施する必要があるため、当該事業を追加しました。

相談支援体制の構築

・地域生活支援拠点の機能充実
令和２年度から、地域生活支援拠点事業を整備し、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを行っています。特に、24 時間 365 日、緊急時の短期入所の受入れを行っています。また、野田市自立支援・障がい者差別解消地域協議会専門部会（地域生活拠点運営会議）において、地域生活支援拠点の運営状況の検証を行っています。障がいのある人が安心して地域で暮らしていくことができる支援体制の強化のため、地域生活支援拠点の機能充実を図る取組を追加しました。

・基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の構築
令和２年度より、地域生活支援拠点の中核施設として基幹相談支援センターを設置し、24 時間対応可能な相談支援体制を整備するとともに、同センターを中心とした市内の相談支援体制を構築しています。市、基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所等による相談機能の強化と質の向上の取組を追加しました。

・重層的支援体制整備事業
子ども・障がいのある人・高齢・生活困窮といった分野別の相談体制では解決できない課題に対応するため、重層的支援体制の取組を追加しました。

障がいのある子どもに対する支援の充実

・ライフサポートファイルの活用

障がいのある子どもについて、ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期においても一貫した支援ができるよう、家族や関係機関がともに関わることのできる情報伝達ツールとして、本人に関する様々な情報や支援内容を記録したり、関係機関の支援計画を一冊にまとめることができるライフサポートファイルの導入、活用、周知についての取組を追加しました。

・インクルーシブ環境整備の取組

令和４年10月にオープンした「のだしこども館 supported by kikkoman」は、全ての子供たちの健全育成の拠点となる場所であり、市が目指す「障がいのある人もない人も、誰もが自然に共に幸せに生きていける市でありたい」という意思を体現する場として、「インクルーシブの理念」を取り入れた施設として整備しています。

発達上の支援を要すると思われる園児が近年増加している状況をうけ、子ども一人ひとりが多様であることを前提に、市全体でインクルーシブ環境を整備する取組を追加しました。

・子どもの発達相談室の設置

「発達・療育」に関する専門的な相談が中心となることに加え、ことば相談室、こだま学園及びあさひ育成園を子ども支援室へ移管させることから、「子ども支援室」の名称を「子どもの発達相談室」とし、機能強化の取組を追加しました。

障がい福祉を支える人材の育成・確保

・障害福祉サービス職員合同就職相談会

事業所に対するヒアリングにおいて、人材確保に苦慮している事業所が多くあったことから、障害福祉サービスの担い手を確保するための新たな取組として、「障害福祉サービス職員合同就職相談会」の実施等、障害福祉サービスの担い手確保に関する取組を追加しました。

総合的な就労支援

・農福連携の取組

野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会専門部会（就労支援部会）が中心となり、農福連携の取組を推進していることから、農福連携の取組を追加しました。

障がいのある人の雇用の促進

・障がい者雇用の促進

障がい者雇用室において、会計年度任用職員が就業しています。各課への障がい者雇用室の理解促進、各課への配置を検討の取組を追加しました。

２　第７期野田市障がい福祉計画・第３期野田市障がい児福祉計画について

（1）基本的な考え方

第７期野田市障がい福祉計画・第３期野田市障がい児福祉計画は、国が策定した障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に基づき策定することとなっているため、基本指針の内容を反映させるとともに、計画全体を見直し整理しました。

（2）基本理念について

第７期野田市障がい福祉計画・第３期野田市障がい児福祉計画の基本理念は、第４次野田市障がい者基本計画と共通の理念としました。

（3）第７期野田市障がい福祉計画・第３期野田市障がい児福祉計画の主な変更点

第３章　計画の進捗状況

前計画の進捗状況を掲載しています。前計画で新たに追加された項目についての進捗状況を追加しました。

１　指定障害福祉サービス及び指定相談支援
２　地域生活支援事業
３　発達障がい者等に対する支援（新規）
４　精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（新規）
５　相談支援体制の充実・強化等（新規）
６　障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規
７　障がい児を対象としたサービス
８　手帳所持者数

令和３年度から令和５年度までの見込量及び実績を掲載

第４章　障害福祉サービス等の見込量等

計画全体を見直し、より分かりやすい表記となるよう項目の整理を行いました。

２　令和８年度までに達成すべき目標

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行
（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（３(5)から移動）
（3）地域生活支援~~拠点等が有する機能~~の充実
（4）福祉施設から一般就労への移行等
（5）障がい児支援の提供体制の整備等
（6）相談支援体制の充実・強化等
（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

３　障害福祉サービス等の見込み

（1）指定障害福祉サービス
（2）指定相談支援
（3）地域生活支援事業
（4）発達障がい者等に対する支援
（5）障がい児支援
~~(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築~~（２(2)に移動）
~~(6) 相談支援体制の充実・強化のための取組~~（２(6)に統合）
~~(7) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組~~（２(7)に統合）

令和６年度から令和８年度までの見込量を掲載

(4)「第４章　障害福祉サービス等の目標量」に新たに掲載した見込量等について

令和８年度までに達成すべき目標

相談支援体制の充実・強化等

① 基幹相談支援センターの設置

基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定。

② 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定。

障害福祉サービス等の見込み

指定障害福祉サービス

① 就労選択支援

利用者数及び量の見込みを設定。

② 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）

個別に利用者数の見込を設定。

③ 重度障がい者の生活介護

個別に利用者数の見込を設定。

④ 重度障がい者の短期入所（福祉型）

個別に利用者数の見込を設定。

⑤ 重度障がい者の短期入所（医療型）

個別に利用者数の見込を設定。

⑥ 重度障がい者の共同生活援助

個別に利用者数の見込を設定